

○十番(遠藤洋一君) 市長の方は期日は伺っているんですが、合同演習に対する  
見解というやつについてはちつとも伺っていないものですから、見解が出してくいのか、あるい  
はないのか、わからないうか、見解についてはむしろないんかな、答えられないん  
かな、答えられないという事でない、いつまでも質問と空回りをしますので大変困  
ります。(「国際問題だ」と呼ぶ音あり) 国際問題だというふうなこともあるよう  
ですが、私どもの町に關係のある問題ですので、国際問題だと言ひ切つてしま  
うのはすこしに乱暴な意見だと思っております。

続きまして対策課のことについて成果もあり、不自由も感じないという発言な  
んですが、いま市民部長さんの方から聞きますと、たとえば市内の上空の旋回につ  
いてはなかなかわかりにくいということがあったんですが、自動測定機に任すという  
わけですから、音の指数しかわからないう。私どもの町の大事な市民生活に危険  
があるような形での、たとえば故障の問題であるとか、そういうことについては起  
こらないわけですね。いまも、実は最初のところの質問に答えていたにいてないん  
ですが、そのような飛行機の事故、故障というのは、大変に相次いで目撃されてい  
るけれども、これに対して市の方に連絡があるかということについても伺っていないわけ

です。たとえば、具体的にどのような被害とか市民の上に危険が降りかかっている  
場合に、私たち市民は一体どこに苦情を持ち込めばいいのか。たとえば午前三時過ぎ  
のエンジンテストや離着陸というものが、二月の末、三月の初めに大変多く起

一部の新聞では報道もされておりますが、そのような折には、一体どこにわれわれは苦  
情を持っていけばいいのか、市長田村匡雄さん個人の家に電話をかけて、これは困  
なことだと言う、そういうやうなんだ。それは一体どこが市民のやうな形の公室の問  
題について窓になっているのかどうか。特に基地の場合には、基地対策課については成果があ  
り不自由を感じていないと言ひなら、何べ成果があり不自由を感じていない。こ  
う苦情に対してどのような形でもって処理をする気なのかということについて、国際問題と  
いう一部の声もありますが、市民生活に非常に関連の深い横田基地を使ひます米韓  
合同訓練に対する見解をどうしても伺っておかなければならないと思っております。

それから、市長さんの方にはもう少し進みますが、市内の上空の旋回、たとえば私どもが議  
会をやっております市役所の上も飛ぶことがあるわけで、特に小さなP39であるとか、  
PC130というプロペラ四発の飛行機がしばしば飛ぶわけですが、そのようなことに関し  
まして、言ってみれば野放しというやうな状態でありますし、このことについても市側の見

解とかあるはどのような形であれば、一体これは困ったのか、困ったことでないのかというふうなことを含めての見解が欲しいなというふうな気がします。それが市長さんにも見解の考え方を含めまして三点ほどあるわけです。

続きまして、いま教育次長さんの方から言われました社会教育団体で外に貸出し出す貸出品についての条件がこれである。印刷機は備えつけの備品であって、特定政党や宗教団体、それから営利を目的とするものには貸出ししないということで、公民館法に基づいて処理されているんですけれども、横田基地をつぶす会」というのは、ここに触れまして社会教育団体じゃないというふうに言うのか、その細かい基準のようなものと同じなと思えますし、その団体についての認識把握、状況の説明、その他についても、この際はさう伺っておかなければ、それらについては合わないからお断りしましたと、門戸を閉ざしましたということは困る。社会教育施設の備えつけ備品に関して自由な貸出しを認めている市町村が多々あります。立川市におきましても、届け出だけで印刷機の自由使用というのがありますし、その内容の点検ということになりますと、これは内容ができた上での判断をどこかで行わなければいけない。横田基地をつぶす会」というのが、一体それらの基準にどのような形で

遵守をしていないのか、こういうことも含めて伺いたいです。私が行ったからまあそんなことはないだろうと、「そんなこと」とは一体どういうことか、はつきり伺っておきたい。冗談じゃありませんよ。「そんなこと」という形でごまかされちゃだまりませんのべ……。「そんなこと」の内容をはつきり言ってください。

○議長（小林南三君） 三時まで休憩いたします。

午後二時四十二分 休憩

午後三時

開議

○議長（小林南三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（田村匡雄君） 遠藤議員さんの御質問にお答えいたします。

基本的に基地を抱えている町の市長としてどう考えるかということですが、いまでも、いつも申し上げておき、基地はない方がいいわけですが、あるんだからそれに對して有形の補償をしろというふうなことを基本的に考え、あるわけですが、いろいろ施策等とこれからやっていく上にも、基地を利用し、いろいろ働いていかなければならないと思っております。それからやはり、このこともうちの市だけということではなく、国の方針ということ

もありまして、そういうふうにするを得ないといふふうに思うわけでございます。

それから、基地対策課のことでございますけれども、おた口いたしましたら、そういうったものとの関係、騒音とか事故とかいろいろ関係は、市民部で扱っております。

それから飛行機の事故とか、いふことについてはどうかというふうなお話でございますが、本会期中に全協等お聞きをいただくようにしておりますので、そのときに米軍とかあるいは自衛隊の飛行機の事故に関する緊急措置要綱ができておまして、これも委員会、あるいは全協で御説明することになっておりますので、その時間にはまたこの問題は説明させていただきます。

○教育長(森田猛君) それでは、私の方から、何を基準にして断るかということでございますが、私の方では社会教育法の第十条に基づいて「社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする」というのはお貸しするわけでございますが、先ほどの会につきましては、これに合致いたしませんのでお貸しできないというところでございます。

○十番(遠藤洋一君) 最後の質問ですが、市長さんの方へ方がいということ、言ってみればない方がいいがあるんだから仕方がないと、全く認めているわけでは、なるほど見解だろうと思っておりますが、このところは多くの市民とはかなり違うところがあるのではないかと思っております。市長さん、選挙の折に私の聞き間違いでなければ基地があってもよかったというこのような

気がしますが、私は繰り返しますが、やはりない方がいい。なければならぬに地方自治体のいき方や福生市としての将来のつくり方というのはいずれなりにあると思っております。まさか間違えても二十数名の議員さんやあるいは理事者側の方々、基地があることが大前提でその恒久化をさせることが大前提で町の将来を考えているわけではないと思っております。基地がある日なくなったり、あるいは基地がある日使うことができなくなったり、基地から金が入らなくなったりということがあっても、決して困ることのない福生市というものを将来つくっていくことが、この議会、あるいは理事者側の基本的な見解だろうと思っておりますので、市長さんのない方がいいけれどもというこのことに関しましては、ない方がいいと思うというふうに理解していただきたいと思っております。

それから対策課につきましては、先ほど残念な回答をいただきましたが、福生市横田基地というような形で運動を起す空気は、ないということであります。これにつきましても各市の状況とか、あるいはすでにそのようなことについての資料というものも次の議会に提出をしまして、さらに、努力をお願いをしていきたいと思っておりますけれども、公害対策といいますが、公害基地対策につきましては市民部の方でということですし、事故に関するこれにつ

いてはまだ全協等があると、そのうち市民の前に明らかになっていくと思います  
が、やはり市全体といたしましては、空の上を、あるいは頭の上を飛行機が飛  
ぶということが、まず第一に不安でありますし、そのことはかつて狭山にB29が  
落ちた話、あるいは十年ほど前にも昭島の神社にP33が落ちたこと、三  
年ほど前には横浜にフアントムが落ちたこと、いろいろあります。いつ落ちてくる  
かわかりません。私たちの調査でもあれだけ事故が起きていますから、具  
体的に大きな人災事故が起きないはずはないという基地を抱えているわけです。  
そういうときに、ああなつた方がよかったというふうなことを言わないような形  
で、市長さんの施策というものをこれから考えていただきたいし、何度も申しま  
すとおり、基地があるのが当たり前であつて、基地があるゆえに、これは言  
てみれば、基地から入ってくる金で成り立つ私どもの報酬を含めまして、ここ  
にいる者すべてが、約その報酬の三分の一近くはそれらのものから得ているわけ  
ですけれども、これらの中で私たちの未来というものを考えてみたい。あるいは、  
一緒に考えていこうじゃないかというふうに話して、市長さんへの質問と、あるいは見  
解ということとで終わらせていきたいと思ひます。

いまの木村田さんからの、私も読んでくればよかったが、社会教育法に基づい  
ためというところなんですけれども、これの判断そのものは教育長の責任で行わ  
れるというふうに私は理解したいんですがそれでよろしいかというところが一点。  
それから具体的に内容のどこがこの社会教育の何とかに触れるのかとい  
う二点。もう少し詳しく、最後の質問にします。

それから最後の「遠藤さんがそんなこと」の「そんなこと」についてまだ御返  
答いただいてないんですから。(笑声)

○議長(小林菊三君) 暫時休憩いたします。

午後三時七分休憩

午後三時九分開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育長(森田猛君) お答え申し上げます。

一応すべて教育委員会が最終決定を下すわけでございますが、常日ごろ  
やっている事務は、教育委員会の命を受けてやっているわけでございますので、

係といたしましたはそれに従つて応対したんではないかと思ひますし、当然だと私は  
思ひます。また次長云々が出ましたが、次長の申したことはちよつと言葉のあや  
もございましたと思ひますが、議員さんが来られましたので、敬意を表して使用  
させたのではないかと、いつふうに考へております。

○十番(遠藤洋二君) 別に差別をして敬意を受ける必要など全くないのでありま  
して、要するに、言つてみれば、ビラの内容を見まして判断したわけでありませ  
う、その内容から判断したと言つた方がより正確ではないかと思ひます。どち  
らにいたしましたも、教育委員会でのいまの判断ですから教育長の方に最  
終的な判断の責任がいくということに關しては、いまの話の中ではまず間違ひは  
いと思ひますので、この責任はすべて、使用の問題に關してましては、教育長  
の方へ責任をとつていただくよつな形で、これから進めていきたいと思ひます。

それから、いまのどつしても氣になつてしようがないがこれでやめますけれども、  
↓削除部分  
じゃ議員だつたら内容はどうでもいいんだと、ぼくは政党に屬しておりませんし、  
特定の宗教も持つておりません。宗教団体にも屬しておりません。言つてみ  
れば、ただの市民団体と同じ、私もそこにゐるわけですが、議員であれば敬意

を表して使わせるといふ言ひ方もすいぶん困らせがましいことだと思ひますけれど  
も、私どもが使つてもよろしいと、私がただの市民であれば使わせなかつた  
になる。そんなことはほかの議員諸氏におさまして、そのことを言われまし  
ても何ら腹も立てないといふのも二十三名だらしかないと思ひますけれども、皆さ  
ん一人一人があつた議員だから使わせなければ、たとえば何とかさん落つたら使  
わせませんといふような見解に關しては私も怒らないわけです。そんな議會は全  
くどうしようもないと思ふんですけれども、とにかくどうつう形  
で、たとえば議員輕視議會輕視の形にな……(「問題を取りかえ過ぎるぞ  
「おかしいぞ」「内容がおかしいぞ」「そんなことはしないよ。議員だからといつて使え  
ないものを使ひはしないよ」「そのとおり」「それは問題だよ」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 次に六番、村尾栄次君。

(六番 村尾栄次君 登壇)

○六番(村尾栄次君) 二日間にくれたる一般質問も、もうすでに最終となつたよう  
でございます。理事者側もまた議員の方々も大変お疲れになつておられると思  
ひます。

議九  
議十  
議十一  
議十二  
議十三  
議十四  
一般質問  
(村尾)  
第一  
第三  
議七  
議八

そこで、私は緑を根本に置きます農業問題等取り上げて、少し精神を安らげていただいて、支持、御批判を願いたいというふうなことでございます。私の質問の論旨は不十分であっても、賢明な市長さん及び当時者の方々は、質問者の至らない点を十分に補って、完璧な所信を披瀝していただいて、ここにおられる人々も、耳を傾けざるを得ないというふうな名答弁を期待して、逐次質問を進めてまいりたいと思います。

まず質問の第一は、福生市の農業の政策についてでございます。

現在の福生市は都市化されておりまして、農地の全部が市街化区域の中に含まれておるわけでございます。東京都下二十六市の中にあっても特異な存在であろうかと思われれます。福生の行政面積一千四十一ヘクタール中で、現在六%にあたる六十五ヘクタールというものが農地であります。しかも、年々農地は減少しておりまして、一年に約五ヘクタール——五町歩でございますが——の農地が農地転用されて緑を失っていく現状でございます。将来のことを大局的に考えるならば、食糧の自給率の向上等の見地から見ても、急激な都市化による農地の減少、耕作従業者の高齢化、宅地並み課税等

の悪条件と戦いながら都市農業を継続しておられる農業業者がおられることはまことに心強いことでございます。福生市が宅地化していく中で、後継者のない農家、福生市発展の陰に隠れた農家の方々でございます。そういう見方でもできるかと思いますが、農業業者以外の人々は、よく農業業者は土地があるからうらやましいと言われれますが、確かにその面もありますけれども、農業業者は土地があつての農業業者でございます。土地は体の一部、先祖から受けたものを大事に守っていくということではあるわけでございます。そこで、一任懸命働く農家のために、福生の農業がいかにあるべきかということにつきまして、福生市長に農業政策を披瀝していただきまして、福生の農業のあり方等御指導願えれば幸いに思ふわけでございます。

次に、福生市緑を守り育てる条例について御質問させていただきます。

生活環境対策として昭和五十年に制定されましたこの条例でございますが、市街化調整区域のないという福生市の見地に立ってみれば、緑を守っていく上には、まことに適切な条例ではなかったかというふうにして賛意を表するものでございますけれども、この中七条一項中の対象面積について御質問させて

いただくわけでございますが、実際セアール以上ということの対象になっておるわけでございますけれども、密集した市街地の中にセアール以下のところもございます。一朝有事の災害のときの避難場所ということを保つためにも、セアール以下でも対象面積にできるかどうか、そういうところもございまして、それについてお伺いさせていただきます。

また、もう一つ、緑化推進事業でございますが、その中の苗木の育成委託事業について御質問させていただきます。

昭和五十年に始まったこの事業も六年を経過いたしました、初めモクセイが四千二百本、ツツジが四千本をもって始めてきておるわけでございますが、過日、市の職員の方々と一緒にセアール所の苗圃を調査をさせていただきまして、その実態を見させていただいたわけでございますが、その成育も非常に順調でございますので、まあ農業者の管理というものが十分せられてゐるのではないかと、いつぶに心強く思つて見てきたわけでございます。これらの苗木は福生の諸施設、あるいはグラウンドの周囲とかいうことで、市民のための出生記念樹というふうなものに使われているということでございますけれども、ただ、最近、記

念樹の希望土着が減少しつつあるのではないかと、こういうこともございまして、またそういうことについてその都度買入れた方がいんじゃないかという声がございますので、当市の今後の対策について一つお尋ねいたします。

それから最後に、福生市西口再開発についてお尋ねしたいわけでございますが、西多摩郡の玄関口として福生市があるわけでございますが、その再開発事業が今年度より発足したということでございます。それについていろいろ商店街の方々、市側としても非常に研究して、それについて対処していくという現状に来て、それから出発したのではないかと思つたわけでございますけれども、非常に再開発というのは大ぜいの方々、あるいは種々な要素というものがございまして、なかなかむずかしいことというふうに聞いておるわけでございます。それについて、市長の今後いかんしてやっていくかという御決意のほどを、御意見を承りたいと思います。また関連事業なので今年度当初予算と、いつことでございますか、そういうふうなことで調査委託料というものが計上されてゐるのでございますが、それはどんなことをなさるか、そういうことについて内容は等ございましたら、私も副議長でございますので、本委員会のときに質問できない

ということもございしますので、差し支えない程度にお知らせ願いたい、こういうふうに思ふ次第でございます。

以上、都市農政について、緑を守る条例の対象面積の下限引き下げ、それから苗木育成委託事業等の問題、それから西口再開発についての市長の意見、調査委託料の内容といつか、どついうことをなされるかといつ問題、この五点について第一回の質問とさせていたいただきます。

○二十三番（関米吉君） この際、先ほどの遠藤議員の発言についておまじと調査したいといふことがありますので、休憩をお願いいたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）  
○議長（小林菊三君） 関議員から休憩の動議が出ました。御異議ございませうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 暫時休憩いたします。

午後三時三十分 休憩

午後四時三十分 開議

○議長（小林菊三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま遠藤議員より先ほどの一般質問中、不穏当な発言があり、取り消しの上おめびしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

（十番 遠藤洋一君 登壇）

○十番（遠藤洋一君） 議員の皆さん、先ほどの私の一般質問における発言中、議員皆さんの品位を傷つけるような不穏当な発言がありましたことを深くおめびいたします。

つましましては、私の発言中「どうも最後に気になつてしようがないんですけれども……」といつところがありますけれども、その以降の発言を全面的に取り消しますので、何とぞ寛大なる御処置をお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○二十四番（塩野鉄之助君） ただいま遠藤議員から、先ほどの一般質問の中で発言の中にさめめて不穏当な言葉があるといふことで申され、陳謝の言葉が述べられ、また、議事録から削除してほしいといふことがありますけれども、これは本

人が言われるまでもなく、われわれ遠藤議員以外二十三名の議員のきわめて地位を傷つけること、しかも福生市議会を侮辱した言葉であります。しかしただいまの陳謝の中に、本人が心から反省の情を吐露いたしましたので、私は今後二度とこういうことのないように、特に遠藤議員に私といたしましたとしても反省をしていただきたい。そういうことを申し上げまして、私はこれを了といたします。

○議長（小林菊三君） ただいま遠藤議員から発言取り消しの申し出がありました。取り消すことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認め発言を取り消すことに決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 引き続きまして一般質問を行います。

（市長 田村匡雄君登壇）

○市長（田村匡雄君） 村尾議員への御質問に対してお答えいたします。

福生市の農業政策でございますが、第一点の今後の福生市の農業のあり方についてでございますが、当市の農業は御存じのように年々減少の一途

をたどっております。申し上げるまでもなく、都市化の進展に伴う必然的な傾向とはいえ、農地の減少は農業従事者の高齢化、あるいは後継者問題等さまざまな問題を抱え、農業経営はあつた局を迎えると思ひます。これらの打開策といたしましては、農業者自身の農業意欲の効率的な都市近郊農業への移行を図る必要があると思ひます。農地は大切な都市空間としての貴重なものでもあり、今後は農地利用を都市的な土地利用との調和を図りながら、農業経営の指導を図っていかねければならぬと思ひます。

二点目の福生市の緑を守り育てる条例でございますが、先ほど申し上げたように、福生市の農地にありましては年々減少し、都市化が進む中で市民が安心して快適な生活が営めるためには、緑地の保全はもとより、既成市街地における緑化には積極的に進める必要があると思ひます。

御質問にあります既成市街区域内の農地等については、現在面積的な問題がありますが、なお検討させていただきたいと思ひます。

なお苗木等の関係については部長から後ほど御答弁をいたします。

次に西口開発の件でございます。一点目、二点目を一緒にお答えいたしますのでよろしく願います。

本件は、施政方針でも申し上げておき、昭和五十四年度、五十五年度における商工会並びに地元協議会の活動実績を見ると、再開発事業を進めるに当たって、通常考えられるプロセスから、これらの一時期は行政が指導的な役割りを果たしていく段階に来ていえると言えます。福生駅西口周辺地区の町づくりを進める基本的な理由として、福生市総合計画における基本構想の中にある「魅力にあふれる住みよいまち 福生市」の実現のために、最初の項に書いてあること、つまり福生駅を中心とする市街地再開発、駅前広場の拡充、福生駅を中心とする商業地域再開発といったことに基づく以外は何もものもございません。

今後の進め方でございますが、都市再開発上の市街地再開発事業を前提としてとらえ、地元の指導に当たり、進めていきたいと考えております。当面、ここで実施しております意識意向調査の取りまとめ、分析を急ぎ、調査結果についてその問題点の対応を協議していく仕事がございます。

次に先ほど申し上げましたように、地元におけるこれまでの活動をより前進させるために、ブランクを埋めないようにすることが賢明であるかと存じます。

本年度のB調査を実施し、さらに駅前広場の検討、I・II・III・IV街区のA調査等を実施したいと、このように考え、その調査委託料を計上させていただき、本議会に上程申し上げておるところでございます。何とぞよろしく願います。

細部については部長から御答弁いたします。

○市民部長（井上久男君） それでは市長の補足説明をさせていただきます。

記念樹の今後の対策でございますけれども、現在市内の五人の方の一手管理をお願いしております、セカ所ばかりでやっておりますが、その中にあります苗木につきましては、ツツジが約五千三百本、モクセイ三千本、それから貝塚伊吹が四百本程度お願いしております。

それで、今後の処分でございますけれども、これは監査委員さんからも御指摘がありまして、植樹については早急に処分するようにと言われまして、いままで出生児に配布してありましたツツジあるいはモクセイ等でございますが、このよ